

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	公害規制	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本 英一
		担当者名	石坂 智幸	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	公害規制費（28-01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠法令等	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[ ]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導を行うとともに、事業活動その他の人の活動により発生する公害苦情に対して、相談業務・指導を行うことにより、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。				
対象者等	区民、事業者等				
内容	<p>1 工場認可、その他の届出の処理 工場あるいは指定作業場を設置する時は、事前に工場認可申請あるいは指定作業場設置届出を行うことが必要である。 また、「特定建設作業の届出」等の事務処理を行う。</p> <p>2 公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害除去対策の指導・誘導を行う。</p> <p>3 公害苦情の処理 公害発生に伴う苦情申立により、公害発生源の調査を行い、公害発生源者に「環境確保条例」に基づき指導を行う。</p> <p>4 公害発生源の調査 2および3に関連して、公害発生源調査を行う。</p>				
経過	<p>昭和44年4月 「公害課発足」、同年7月「東京都公害防止条例」公布。 昭和45年4月 「東京都公害防止条例」施行。（知事権限の一部事務が区長に委任される） 平成13年4月 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行。 平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区に移譲される。 平成22年3月 東京都土壌汚染対策指針制定 平成22年4月 改正土壌汚染対策法施行</p>				
必要性	騒音・振動・悪臭等の公害苦情に対し、公害発生源者に対する調査・改善指導を行うことにより、区民の健康・安全・快適な生活環境を確保することにつながるために、必要性は高い。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	711	716	1,076	1,149	875	686	2,015	
決算額（23年度は見込み）	566	586	976	900	619	213	1,187	
人件費等		56,016	44,710	33,715	30,663	24,120		
減価償却費						8,134		
【事務分担量】（%）		800	645	455	415	280		
合計（+ +）	566	56,602	45,686	34,615	31,282	32,467	1,187	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	164	126	121	134	119	68		
一般財源	402	56,476	45,565	34,481	31,163	32,399	1,187	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	工場認可件数	24	11	16	14	8	8	
	工場等現場立入調査回数	483	671	451	201	242	306	
	公害発生に対する苦情件数	177	190	212	171	236	184	
	各種届出受付件数	616	643	700	496	538	571	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	一般需用費	公害規制用消耗品	331	公害規制用消耗品	131	公害規制用消耗品	290
	一般需用費	測定機器修繕	0	測定機器修繕	0	測定機器修繕	60
	委託料	測定機器法定点検	46	測定機器法定点検	82	測定機器法定点検	54
	備品購入費	騒音計	242			悪臭・有害ガス調査	439
						ニオイセンサー	345

指  標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	工事完成届提出率	93% (13/14)	75% (6/8)	25% (2/8)	-	100%	工場認可後の認可件数に対する完成届提出率を高める

（問題点・課題）	<p>最近の苦情相談では、法令等で単純に規制できない内容のものがある。                  例：ドバトへの餌やり行為に対する苦情、マンション等同一建物内の騒音など生活騒音に関する苦情、空き地の雑草等の管理の方法に対する苦情など。                  また、工場の苦情解決が長期化している案件がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
上記の問題点に対して、環境課だけではなく、関係各課と問題を共有化し、連携して苦情の早期解決を図っていく。	苦情の早期解決により、区民の満足度が高まる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	大気汚染対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本 英一
		担当者名	谷本 真一	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	大気汚染対策費（28-01 - 06 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠	環境基本法、大気汚染防止法、東京都環境確保	
終期設定	有 無	年度	法令等	条例、ダイオキシン類対策特別措置法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[ ]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の健康を守るため、区内の大気汚染状況を把握する。</li> <li>・光化学スモッグ注意報の発令などがあった場合は、区民に周知して被害の発生を未然に防止する。</li> <li>・光化学オキシダントや浮遊粒子状物質などの大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に向け、区公用車において低公害車の導入推進の契機となるよう、保有状況調査を行う。</li> </ul>				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民</li> <li>・自動車を保有・管理している各所管課</li> </ul>				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握（都の大気汚染常時測定局の測定データを収集し、区内の大気汚染状況を把握する。） 測定項目：光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄など9項目 区内の測定地点：第六瑞光小学校屋上</li> <li>2 浮遊粉じん及び金属成分等調査 調査項目：浮遊粉じん、鉄、亜鉛、鉛、発がん性物質の多環芳香族炭化水素など11項目、年6回 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上</li> <li>3 酸性雨調査（一雨ごとに調査） 調査項目：降雨量、水素イオン濃度、導電率の3項目（なお、塩素イオン、硝酸イオン、硫酸イオンは計測器の不良状態により平成21年度もって中止した。） 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上</li> <li>4 眺望調査（大気汚染状況の把握のために、土・日・休日を除く毎朝調査している。） 調査対象：富士山、新宿超高層ビル群など、遠近7カ所を対象 調査地点：区役所8階</li> <li>5 光化学スモッグ対策 光化学スモッグ情報などの発令・解除があった場合は、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置要領」に基づき、区内全域に対しては防災無線などで、保育園や幼稚園・小中学校に対してはファクシミリで通報することにより、被害の発生を未然に防ぐ。</li> <li>6 区公用車の低公害車導入率調査及びその啓発。</li> <li>7 ダイオキシン類の情報収集。</li> </ol>				
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握 区独自の窒素酸化物測定局を尾久区民事務所に設けていたが、H9年度末に廃止</li> <li>2 浮遊粉じん及び金属成分等調査 S46～6カ所（直営）、H5～3カ所（委託）、H12～1カ所（委託）</li> <li>3 酸性雨調査 H6～</li> <li>4 眺望調査 H8～</li> <li>5 光化学スモッグ対策 注意報などに関する都から区への情報提供方法が、H10～同時通報無線 同時通報FAXに変わった。区内学校などへの学校情報は、H14～都の直接提供 都から区を通じての情報提供に変わった。</li> </ol>				
必要性	区民の健康を守るため、大気の状態を定期的な調査により把握し、区民に周知するなど事業の継続が必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握、2 浮遊粉じん及び金属成分等調査は委託で実施した。（22年度委託料510千円 年6回）</li> <li>3 酸性雨調査（非常勤）、4 眺望調査（非常勤）、5 光化学スモッグ対策（非常勤）</li> </ol>				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	2,211	1,661	1,440	1,214	1,213	959	697	
決算額（23年度は見込み）	1,430	1,167	1,015	804	1,046	585	697	
人件費等		14,243	6,770	5,333	2,443	2,564		
減価償却費						1,743		
【事務分担量】（%）		210	115	95	75	60		
合計（+ +）	1,430	15,410	7,785	6,137	3,489	4,892	697	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,430	15,410	7,785	6,137	3,489	3,191	697	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	浮遊粉じん・酸性雨・眺望調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	光化学スモッグ対策	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要費	調査用器具及び薬品	64	調査用器具及び薬品	75	調査用器具及び薬品	58
	一般需用費	備品等修繕	0	物品修繕	0	物品修繕	30
	委託料	浮遊粉じん等調査委託	684	浮遊粉じん等調査委託	510	浮遊粉じん等調査委託	609
	備品購入費	測定機器	298	測定機器	0	測定機器	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
環境基準	環境基準達成状況 (二酸化硫黄 SO <sub>2</sub> )						: 環境基準達成 x : 環境基準未達成
	環境基準達成状況 (一酸化炭素 CO)						: 環境基準達成 x : 環境基準未達成
	環境基準達成状況 (浮遊粒子状物質 SPM)						: 環境基準達成 x : 環境基準未達成
	環境基準達成状況 (二酸化窒素 NO <sub>2</sub> )						: 環境基準達成 x : 環境基準未達成
	環境基準達成状況 (光化学オキシダント O <sub>x</sub> )	×	×	×			: 環境基準達成 x : 環境基準未達成

(指標課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内における現在の主な大気汚染の原因は、自動車からの排出ガスである。よって、低公害車の導入促進や自動車の適正利用などの啓発を行う必要がある。</li> <li>大気汚染調査を行う義務は、原則として特別区にはないものの、大多数の区が各種の大気汚染調査を実施している。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">( 実施 区                      未実施 区 )      平成19年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区独自の大気汚染常時監視局設置      実施 2 0 区      未実施 2 区      荒川区は実施なし（H9年度廃止）</li> <li>粉じん中の重金属調査                      実施 7 区      未実施 1 5 区      荒川区は実施</li> <li>酸性雨調査                                      実施 8 区      未実施 1 4 区      荒川区は実施</li> </ul>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
継続して各種調査などを実施し、区内の大気汚染状況を把握し、調査結果を速やかに公表し周知を行う。	区民の大気環境への関心を高めるとともに、大気汚染物質や温室効果ガスの削減が期待できる。
低公害車の導入及び適正管理について、庁内各所管課や区民などに対し、「東京都低公害車適合ステッカー」貼付の呼びかけなどの啓発を行う。	大気汚染物質の削減について意識の向上を図ることができる。
大気汚染常時測定については、大気汚染防止法第22条で都道府県の事務と規程されている。そのため特別区に測定局設置及び測定の義務はないが、都の大気汚染常時測定局の測定データを収集し、区内の大気汚染状況を把握する必要がある。	大気汚染常時監視測定局の適正配置につながる可能性がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	継続して環境調査を行い、大気汚染状況の経年の把握をする必要がある。

(状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内の大気測定局数について（19年3定）</li> </ul>
------	--



# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	水質汚濁対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本 英一
		担当者名	長谷川 将	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	水質汚濁対策費(28-01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	46 年度	根拠	環境基本法、水質汚濁防止法、隅田川水系浄化対策連絡協議会規約	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[ ]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	区民の健康を保護し、環境保全の意欲と増進を図るため、公共用水域（隅田川）の水質状況を調査・把握する。隅田川の流域9区による水質浄化や水辺環境保全に向けた合同水質調査や啓発を行う。				
対象者等	隅田川水系周辺に居住する住民				
内容	<p>1 隅田川の水質調査 調査項目：水素イオン濃度、溶存酸素、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、塩化物イオンなど 調査地点：尾竹橋・年12回、小台橋・年2回 平成22年度の尾竹橋における調査結果は、溶存酸素の環境基準達成率66%（8/12）、生物化学的酸素要求量の環境基準達成率83%（10/12）であった。</p> <p>2 隅田川の底質調査（環境基準はない） 調査項目：鉛、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニルなど16項目 調査地点：尾竹橋・年1回</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 本協議会は、隅田川とその支川である新河岸川、石神井川、白子川流域自治体（荒川、中央、台東、墨田、江東、北、板橋、練馬、足立の9区）が合同で、隅田川水系水質浄化及び水辺環境向上を目的に活動している。活動内容は、合同水質調査（年2回）、合同視察、講演会の開催、情報交換などである。</p>				
経過	<p>1 隅田川の水質調査 白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各12回の調査を実施していたが、平成10年から2地点、年12+2回に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>2 隅田川の底質調査 平成2年度に白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各1回で調査開始したが、平成10年度から尾竹橋1地点に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 流域9区の相互協力により昭和53年度に発足し、以降、毎年活動を実施している。</p>				
必要性	区民の健康を守り、隅田川の水質浄化及び水辺環境向上及び環境保全への意欲の増進のため、調査など事業の継続が必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託により実施（委託料：218千円）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	931	1,243	1,431	1,155	679	786	490	
決算額（23年度は見込み）	739	726	681	855	593	476	490	
人件費等	5,694	6,456	4,758	4,723	3,258	3,628		
減価償却費						1,307		
【事務分担量】（%）	95	90	70	70	60	45		
合計（+ +）	6,433	7,182	5,439	5,578	3,851	5,411	490	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,433	7,182	5,439	5,578	3,851	5,411	490	
実 績 の 推 移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	隅田川水質調査 尾竹橋水質・底質	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回
	小台橋 水質	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	計 水質・底質	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	水質調査用消耗品	42	水質調査用消耗品	25	水質調査用消耗品	54
	印刷製本費	印刷製本(隅田川パンフ)	276			水質検査分析委託	436
	委託料	水質検査分析委託	275	水質検査分析委託	205		
	委託料			隅田川パンフ	246		
	職員旅費						
	負担金及び交付金						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	尾竹橋における生物化学的酸素要求量(BOD) 達成状況		× (83%)	× (83%)			: 環境基準達成 ×: 環境基準未達成

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都は、小台橋・白鬚橋・両国橋等において毎月水質調査を行っており、特に小台橋は環境基準点になっている。これらの調査結果を速やかに区民へ周知し隅田川の水質に関心を持ってもらう必要がある。</li> <li>・ 隅田川水系浄化対策連絡協議会は、昭和53年度に発足し30年経過した。要請行動は、平成16年度より行っていないが、各区が連携をとりながら、今後も地道な活動を継続していく必要がある。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施    19    区                    未実施    3    区 ）</p> <p>河川等水質の定期測定            荒川区は月に1回実施</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	水質調査を継続し、都の測定結果などと比較検討することで、隅田川の水質状況を把握する。また、調査結果を速やかに公表し、水質状況の周知を図る。	隅田川の水質の現状把握が図れる。水辺に親しむきっかけとなる。
	隅田川水系浄化対策連絡協議会9区による勉強会などを通じ、連携をはかる。	各区横断的な隅田川の浄化対策が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	隅田川で繋がる他自治体と連携し、継続的な河川の水質調査をもとに、良好な河川環境の保全を進める必要がある。

(状況 要質 問旨 状)	なし
-----------------------	----

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	騒音・振動対策	<b>部課名</b>	環境清掃部環境課	<b>課長名</b>	山本 英一
		<b>担当者名</b>	本間 光祐	<b>内線</b>	485
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	騒音・振動対策費(28-01-08-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	52 年度	<b>根拠法令等</b>	環境基本法、騒音基本法、振動規制法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	環境先進都市[ ]			
	<b>政策</b>	地球環境を守るまちの実現[07]			
	<b>施策</b>	地域の健康と安全の確保[07-02]			
<b>目的</b>	区民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を継続的に行い、環境基準の達成状況を面的・長期的に把握する。また、道路及び鉄道（新幹線・在来線）の騒音・振動及び交通量の実態を把握する。				
<b>対象者等</b>	区民				
<b>内容</b>	<p>1 自動車騒音の常時監視 区内主要幹線道路の基準点などにおいて調査を実施し、実態を把握するとともに調査結果を国に報告する。 調査項目：騒音、交通量、沿道の状況、後背地の状況 調査地点：平成19年度 尾竹橋通り(東日暮里4丁目)、小台通り(西尾久1丁目)の2地点 平成20年度 尾竹橋通り(町屋8丁目)、尾久橋通り(東日暮里5丁目)の2地点 平成21年度 日光街道(南千住5丁目)、言問大谷田線(南千住3丁目)の2地点 平成22年度 尾久橋通り(東尾久1丁目)、明治通り(荒川3丁目)の2地点 平成23年度 道灌山通り(西日暮里1丁目)、コツ通り(南千住2丁目)の2地点 調査時間：騒音及び交通量は24時間</p> <p>2 道路交通騒音・振動調査 調査項目：騒音、振動、交通量 騒音と振動の測定時間は、原則として96時間。 調査地点：日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り(2地点)、日暮里中央通り、旭電化通りの計7地点。 平成22年度の調査結果は、尾久橋通り、尾竹橋通り(荒川三丁目、町屋三丁目)、旭電化通りの4地点で昼間、夜間とも、日光街道は夜間のみ環境基準を達成した。平成23年度調査地点は、平成22年度と同じである。</p> <p>3 新幹線鉄道騒音調査 調査時期：3年ごとに実施 平成20年度に新幹線鉄道騒音調査を実施し、次回は平成23年度の予定。</p> <p>4 必要に応じて、在来線鉄道騒音調査を行う。</p>				
<b>経過</b>	<p>自動車騒音の常時監視 平成15年4月に都から特別区に移譲された法定受託事務である。</p> <p>道路交通騒音・振動調査 以前は5地点で実施していたが、平成元年度から7地点で調査を行っている。</p> <p>新幹線鉄道騒音調査 昭和60・61年度、平成2・5・8・11・14・17・20年度に実施した。</p> <p>その他調査 京成線高架部分の大規模改修工事に係る調査として、平成16・21・22年度に京成線鉄道騒音調査を実施した。</p>				
<b>必要性</b>	区民の生活環境を守るため、継続的な調査が必要である。				
<b>実施方法</b>	<p>( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )</p> <p>自動車騒音常時監視 全部委託 委託料(予算額) 972千円</p> <p>道路交通騒音・振動調査 新幹線鉄道騒音調査 その他調査 直営</p>				

予 算	( 単位：千円 )							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,045	3,142	2,204	1,600	1,148	1,075	799	
決算額(23年度は見込み)	2,078	1,495	1,203	1,600	1,047	612	799	
人件費等	11,874	7,310	5,185	6,147	3,909	6,087		
減価償却費						2,324		
【事務分担量】(%)	145	100	75	90	75	80		
合計(+ +)	13,952	8,805	6,388	7,747	4,956	9,023	799	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	13,952	8,805	6,388	7,747	4,956	9,023	799	
実 績 の 推 移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	自動車騒音の常時監視	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	道路交通騒音・振動調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	新幹線鉄道騒音調査	実施			実施			実施

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	自動車騒音振動調査	12	自動車騒音振動調査	9	自動車騒音振動調査	9
	一般需用費	消耗品購入	23	消耗品購入	26	消耗品購入	30
		物品修繕	0	物品修繕	0	物品修繕	60
	委託料	自動車騒音常時監視	1,012	自動車騒音常時監視	577	自動車騒音常時監視	700
		騒音計点検	0	騒音計点検	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
標	自動車騒音環境基準達成状況	昼:2/7 夜:0/7	昼:5/7 夜:4/7	昼:3/7 夜:1/7		昼:7/7 夜:7/7	分子：達成地点数 分母：調査地点数（7地点）
	常時監視環境基準達成率	昼100 夜100	昼100 夜80.3	昼96.1 夜100		昼:100 夜:100	評価範囲内の住宅のうち、環境基準を達成した住宅の割合（単位：%）

問題点・課題	現状の実態と経年的変化を把握するために、継続的に調査をしていかなければならない。
他区の実況	（実施区 未実施区） 自動車騒音の常時監視 実施 22区 道路交通騒音・振動調査 実施 22区 鉄道騒音・振動調査 実施 10区 未実施 12区 荒川区は実施予定

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	適切な調査区間を選定し、継続的に調査を実施する。	騒音対策を講じるための基礎資料となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	基礎資料として必要なため継続していく。

議会議案（要旨）	なし
----------	----



# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	特殊有害物質処分	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本 英一
		担当者名	本間 光祐	内線	内線485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	特殊有害物質処分費(28-01-09-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18年度	根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	
終期設定	有 無	28年度	法令等	法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[ ]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理をおこない、区民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。				
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物				
内容	<p>PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること、並びにわが国においてPCB廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあるため、PCB廃棄物の保管、処分等について、特別措置法による規制が行われた。</p> <p>（特別措置法の概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB廃棄物の処理計画の策定</li> <li>・ PCB廃棄物を保管している事業者の保管・処分状況の届出</li> <li>・ 法施行日（平成13年7月15日）から起算して15年以内に処分（処理期限 平成28年7月14日）</li> </ul> <p>これにより、区のPCB廃棄物の処分は、平成18年度に一括処理を予定していたが、処理施設の事故等により処理予定が変更され、平成19年度、平成20年度にそれぞれ1/2の処理を計画したが、平成19年度についても処分事業者から受入が困難であることが報告された。その後、平成20、21年度に高圧コンデンサをそれぞれ17台ずつ処分。平成22年度に高圧コンデンサ2台を処分し、荒川区で保管していた高圧コンデンサに関しては、全て処分が完了した。</p>				
経過	<p>平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず</p> <p>平成19年度 処理施設の事故等の影響により処分委託できず</p> <p>平成20年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成21年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成22年度 高圧コンデンサ2台を処分</p>				
必要性	PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>日本安全事業(株)（100%政府出資）に処分を委託する。微量PCB汚染廃棄物（PCB濃度0.5mg/Kg以下）は、国が認定した産業廃棄物焼却施設等で処理をしなければならない。平成23年4月現在、荒川区の微量PCB汚染廃棄物を処理可能な施設はないが、今後、認定施設ができ次第、処理を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額		43,200	21,600	12,000	10,096	4,730	174	
決算額（23年度は見込み）		0	0	9,378	9,458	1,159	174	
人件費等				0	2,965	4,724	3,767	
減価償却費						1,453		
【事務分担量】（%）			0	35	70	50		
合計（+ +）	0	0	0	12,343	14,182	6,379	174	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	43,200	21,600	12,343	14,182	4,730	174	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	PCB廃棄処分			未実施	実施	実施	実施	未実施

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	特殊有害物質運搬費	334	特殊有害物質運搬費	71	PCB定量分析	174
	委託料	特殊有害物質処分委託	9,124	特殊有害物質処分委託	1,088		
				PCB定量分析	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	PCB廃棄物の区保管量（kg）	8,594	8,232	7,872	7,829	0	PCB廃棄物の保管全量を、全て処分する。

（指標分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定器の処分方法が確立されていないため、当分の間適切に保管しなければならない。</li> <li>・ 微量PCB汚染廃棄物は5台あるが、現在認定処分施設がないため、しばらく保管しなければならない。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 区 未実施 22 区 ）</p> <p>微量PCB廃棄物の処分事業者が現在2社のみで、遠方のため東京都からの処分は受け入れていない。そのため、他の22区も同様の状況である。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
安定器の処分時期が未確定のため、適切に保管されているか定期的に保管状況を確認する。	安全の確保（危害防止、漏洩防止）が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	PCBの特別措置法に基づき、適切に処理する。

（要）	
-----	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	良好な生活環境の確保	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本 英一
		担当者名	菅野 修一郎	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	生活環境審査会運営費（28-01-02-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠法令等	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[ ]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]			
目的	健康で快適な生活環境を守るため、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、条例により、問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにすることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。				
対象者等	区・区民・事業者等				
内容	<p>・区は「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月より施行した。この条例は、区民等に対し、健康で快適な生活を阻害する行為の防止について必要な事項を定めたものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">条例の適用図</p> <p>被害が発生している周辺住民からの申出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>区が実態調査し、必要がある場合には、荒川区生活環境審査会の意見を聴いた上で立ち入り調査を行う 立ち入り調査の拒否、虚偽の回答等をした時は罰金</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>実態調査や立ち入り調査の結果、区が周辺住民の生活環境に係る被害を防止する必要があると判断したとき、勧告を行う</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>勧告に従わない時は、期限を定めて命令を出すために審査会意見を聴く</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>期限を定めて命令をだす。命令に違反した時は、警察に告発する</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>給餌による不良状態の禁止 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に給餌することにより不良状態を生じさせることを禁止します。</p> <p>給餌による不良状態とは、次の三つの条件がそろった状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境に係る被害が生じていること</li> <li>・複数の住民から苦情の申出があること</li> <li>・周辺住民の間で被害の発生が共通認識になっていること</li> </ul> <p>廃棄物等による不良状態の禁止 土地または建築物を所有し、占有し、または管理する物は、その土地等を廃棄物等による不良状態にすることを禁止します。</p> </div> </div>				
経過	平成21年4月1日「良好な生活環境の確保に関する条例」を施行 条例に基づく「生活環境審査会」を設置				
必要性	本条例は、地域における良好な生活環境を守るためのもので、地域の要望に基づき、これまで規定のなかった迷惑行為を明文化し、問題の抑止効果を期待するとともに、解決に向けた道筋を示したものであり、必要性は高い。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額					1,175	663	418
	決算額（23年度は見込み）					327	104	418
	人件費等					2,158	4,500	
	減価償却費						1,598	
	【事務分担量】（%）					30	55	
	合計（ + + ）	0	0	0	0	2,485	6,202	418
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
	一般財源	0	0	0	0	2,485	6,202	418
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	生活環境審査会					1回	1回	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委員報酬	審査会委員報酬	101	審査会委員報酬	101	審査会委員報酬	304
	特別旅費	委員会出席者旅費	3	委員会出席者旅費	2	委員会出席者旅費	8
	食糧費	審査会賄い（お茶等）	1	審査会賄い（お茶等）	1	審査会賄い（お茶等）	2
	一般需用費	迷惑防止ポスター印刷	0	迷惑防止ポスター印刷	0	迷惑防止ポスター印刷	0
	役務費	会議テープ反訳	0	会議テープ反訳	0	会議テープ反訳	104
	委託料	迷惑防止パンフレット作成	222	迷惑防止パンフレット印刷	0	迷惑防止パンフレット作成	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標							

（問題点・課題）	健康で快適な生活環境を守るため、「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月より施行となった。この条例の運用等による迷惑行為の解決が課題である。
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	迷惑行為への対応は、環境清掃部だけでなく、都市整備部、土木部、区民生活部、福祉部、保健所等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。	問題の共有化が進み、早期解決が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取り組みである。

議会議決（要旨）	20年3定 条例（案）を提出し、可決 21年2定 進捗状況について質問
----------	--